

2015年度 国際政治 最終試験講評



今回の問題文は下記の通りでした。

- (1)国際連合の「集団安全保障システム」の概要について、講義の内容に即して説明しなさい。
- (2)国連安保理が、特定の国際紛争に関して「軍事的措置」を決定し、さらに日本に対して「自衛隊の戦闘部隊」の派遣と、「戦闘行動への参加」を求めてきたとする。現在の日本は、憲法上、この要請に応じることができるか。憲法9条の政府解釈にも言及しつつ簡潔に説明しなさい。
- (3)日本は今後、国連の枠組内で発動される「集団安全保障システムに依拠した軍事的措置」に参加すべきと思うか。またその場合、いかなる国内法制上の整備や変更が必要と考えるか。あなたの考えを述べなさい（なお「国内法制上の整備や変更はまったく必要ない」と考える場合も、その旨と、そう考える理由を明記すること）。

〔注意事項〕

- ◇(1)については解答を270字以上（解答用紙で9行以上・用紙の点線部分より下まで）記すこと。この条件を満たさない答案は、(2)や(3)の解答の分量や内容に関らず、答案全体として採点の対象としない。
- ◇解答用紙の黒いマス目（■）も、そのまま使用すること（飛ばさずに記入すること）。
- ◇(3)の解答において、「参加の是非そのもの」は採点の対象としない。つまり「参加すべき」と答えようと、「参加すべきでない」と答えようと、そのこと自体は採点には影響しない。採点はおそらく「**解答の文章が、社会科学を専攻する大学生にふさわしい論理性と、国際法および国内法に関する知識を備えているか**」に基いて行う。
- ◇解答の分量が合計900字を超えるときは、答案用紙の裏面に続きを書き、1890字を超えるときは挙手して2枚目の答案用紙を受け取ること。
- ◇この問題用紙は持ち帰ること。

1. 採点講評

(1)については「講義の内容に即して」と明記されているように、講義で説明した内容をそのまま書けば問題ありません。きちんと講義を聞き、内容を理解していれば問題なく解答できたと思います。じっさい、この部分についてはきちんと書けている答案が多数でした。

(2)については、出来が大きく分かれました。とくに現在、国内で大きな問題となっている「安全保障法制」が、「集団的安全保障システムに基く軍事制裁への参加を認めるものである」と誤解した答案が数多く見られましたが、講義でも繰返し指摘した通り、あれは国連憲章第51条に定められた「集団的自衛権」の行使に関する法律です。そこを誤解している答案は、この部分については、ほぼ0点となりました。

(3)については、上記の〔注意事項〕に明記した通り、参加の是非そのものは採点の対象としていません。賛否でいうと「参加すべき」という答案の方が多めでしたが、どちらの立場にせよ、よく考えられた答案が多数見られました。

2. 成績分布

- ①履修登録者全体（講義に一度も出席しなかった者も含む）における成績分布
S：24.6% A：10.1% B：2.9% C：8.7% X：18.8% F：34.8%
- ②期末試験受験者における成績分布
S：37.8% A：15.6% B：4.4% C：13.3% X：28.9%

3. 解答例

次ページを参照してください（問3については、賛否それぞれの解答例をつけました）。ただし、あくまで「解答例」ですので、この通りに書かねばならないわけではありません。もし自分の解答について、個別にコメントしてほしいという人がいましたら、10月末までに私の方までメールで連絡してください。

2015年度 最終試験 答案用紙

科目名	担当者	実施年月日	枚数
国際政治	伊藤信哉	2015年8月3日(月) 10:15～11:35 (80分)	1/1

1. 国際連合の「集団安全保障システム」の概要

国連の集団安全保障システムは①紛争の平和的解決制度（憲章第6章）と②平和を脅かす国に対する強制措置（同第7章）から成り立っている。①はまず、すべての国連加盟国に対して紛争を平和的に解決することを義務づける（不戦の義務）。そして仲裁や司法的解決などの「平和的解決のための制度」を用意し、加盟国がこれらを利用して紛争を非軍事的に解決する手助けをする。②は、そのような不戦の義務に違反して、武力に訴えた（あるいは訴えようとしている）国に対して、安全保障理事会の判断のもと、非軍事的・軍事的な強制措置（制裁）を加えることで、武力行使を阻止しようとするものである。ただし、安全保障理事会が制裁の決定を下す場合には、かならず5つの常任理事国の同意が求められるため、しばしば機能不全に陥るという問題も存在する。

2. 国連の軍事的措置への、自衛隊の参加の可否

日本政府による憲法9条解釈によれば、日本は国連による軍事的措置に、自衛隊の戦闘部隊を参加させることはできない。政府は2014年に政府は憲法9条の解釈を変更したが、これは従来の個別的自衛権に加えて「集団的自衛権」の行使をも部分的に認めたものにとすぎず、ここで問われている「集団的安全保障システムに基づく軍事的措置」に、自衛隊の戦闘部隊が参加できないことについては、一貫して変わっていない。

3. 将来における参加の可能性について

私は、日本自身の安全をより確実にするためにも、自衛隊の戦闘部隊を、国連による軍事的措置に参加させるべきだと考える。もちろんそのためには、自衛隊法をはじめとする国内法の改正や整備が必要であるし、憲法9条の改正も考慮すべきだと思う。その理由であるが、冷戦が終結し、中国が経済的にも軍事的にもその勢力を大きくしつつある今日、東アジアの安全環境は、少からず悪化している。北朝鮮のような、日本に対して非協力的な国家の存在も無視できない。そのため日本そのものが武力攻撃の対象となった場合に、

30W x 30L = 900(848)

学籍番号	氏名	平常点	試験点	裁量点	総点

他の国連加盟国から同情と支援を得ることがきわめて重要になるであろう。そうすると、今のうちに日本が自衛隊を国連の軍事的措置に参加させることで、言い方は悪いが「他国に恩を売る、貸しを作る」こと重要ではなからうか。そのようにして、ヨーロッパやアメリカ、中東などの国々に「貸し」を作っておくことが、長期的に見ると、日本の安全保障に資するところが大きいと思われる。

日本は現在、日米安全保障条約により、アメリカに軍事的安全を大きく依存している。しかしアメリカとの関係が悪化し、条約が打ち切られる可能性もゼロとはいえない。そのときのためにも、今のうちから「もうひとつ別のオプション」として、国連を通じて、アメリカ以外の国々との協力関係についても模索しておくべきではなからうか。その手段として、自衛隊を国連の制裁活動に積極的に参加させることは、自国の国益に合致すると考える。

以上

2015年度 最終試験 答案用紙

科目名	担当者	実施年月日	枚数
国際政治	伊藤信哉	2015年8月3日(月) 10:15～11:35 (80分)	1/1

1. 国際連合の「集団安全保障システム」の概要

国連の集団安全保障システムは①紛争の平和的解決制度（憲章第6章）と②平和を脅かす国に対する強制措置（同第7章）から成り立っている。①はまず、すべての国連加盟国に対して紛争を平和的に解決することを義務づける（不戦の義務）。そして仲裁や司法的解決などの「平和的解決のための制度」を用意し、加盟国がこれらを利用して紛争を非軍事的に解決する手助けをする。②は、そのような不戦の義務に違反して、武力に訴えた（あるいは訴えようとしている）国に対して、安全保障理事会の判断のもと、非軍事的・軍事的な強制措置（制裁）を加えることで、武力行使を阻止しようとするものである。ただし、安全保障理事会が制裁の決定を下す場合には、かならず5つの常任理事国の同意が求められるため、しばしば機能不全に陥るという問題も存在する。

2. 国連の軍事的措置への、自衛隊の参加の可否

日本政府による憲法9条解釈によれば、日本は国連による軍事的措置に、自衛隊の戦闘部隊を参加させることはできない。政府は2014年に政府は憲法9条の解釈を変更したが、これは従来の個別的自衛権に加えて「集団的自衛権」の行使をも部分的に認めたものにとすぎず、ここで問われている「集団的安全保障システムに基づく軍事的措置」に、自衛隊の戦闘部隊が参加できないことについては、一貫して変わっていない。

3. 将来における参加の可能性について

私は、これまでと同じく、自衛隊を国連の軍事的措置に参加させるべきではないと考える。そもそも「戦争」とは、どれほど長く続いていても、いつかは終るものである。そして戦争が終れば復興と、国家や社会の再建という、戦争以上に重要な活動がはじまる。もちろんその活動を担うのは、その国の国民自身であるが、戦争で疲弊した人々を外から助ける国がなければ、復興はうまくいかないであろう。日本はそこでこそ、中心的な役割を果すべきではなからうか。第一に、日本は高い技術力と、中国に抜かれたとはいえ、依然とし

30W x 30L = 900(848)

学籍番号	氏名	平常点	試験点	裁量点	総点

て世界屈指の経済力をもっている。つぎに日本は、過去70年にわたって海外に軍隊を出し戦争したことがないという「資産」があり、アメリカやヨーロッパの大国などより、戦争で疑心暗鬼となっている人々からも受け容れられやすいであろう。そして何より、このような活動であれば、日本国民の理解も得られやすく、その活動に積極的に参加しようという人材も集まりやすいであろう。

現在、国会などでは集団的自衛権の行使をめぐる、激しい対立が生じている。その現状にかんがみれば、さらに進んで（自国の安全とは直接関係のない）他国への武力攻撃を意味する「国連の軍事的措置」への自衛隊の参加に、日本国民が同意するとは思えない。またそのための憲法改正を提議したとしても、賛成が多数を占めることは難しいであろう。そうであるなら、「実現不可能な理想論」に固執することなく、より現実的な「戦後の復興と平和構築にのみ協力する」政策に徹するべきではないか。私はそう考える。

以上